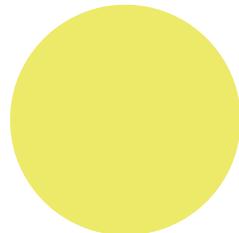


# 地域共生社会と 市民後見

2022.2.15 火 開場 12:30  
13:00 - 15:40



## セミナー資料集

### 第1部 「市民後見人が拓くお互い様の地域」

講師：同志社大学社会学部教授 永田祐さん

### 第2部 「市民後見人の活動の実際」 —パネルトーク—

①市民後見人の活動を知る

②地域福祉としての市民後見の意義

- コーディネーター 住田敦子さん（尾張東部権利擁護支援センター長）
- コメンテーター 永田祐さん（同志社大学社会学部教授）
- オブザーバー 名古屋家庭裁判所 家事次席書記官 荒川正光さん
- パネリスト 市民後見人 飯田美湖さん 中島恵さん  
後見監督人 尾張東部権利擁護支援センター 石井友子さん

主催：愛知県

運営：特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

一般社団法人愛知県社会福祉士会

後援：社会福祉法人愛知県社会福祉協議会・愛知県弁護士会・愛知県司法書士会

協力：名古屋家庭裁判所

## 本日の予定

時 間	内 容
13:00-13:05( 5)	主催者あいさつ
13:05-14:05(60)	第1部 講演「市民後見人が拓くお互い様の地域」 (講師) 永田祐氏 (同志社大学社会学部教授)
14:05-14:20(15)	休憩
14:20-15:35(75)	第2部 パネルトーク「市民後見人の活動の実際」 ①市民後見人の活動を知る ②地域福祉としての市民後見の意義 (パネリスト) 市民後見人 飯田美湖氏 市民後見人 中島恵氏 後見監督人 尾張東部権利擁護支援センター 石井友子 (コメンテーター) 永田祐氏 (オブザーバー) 名古屋家庭裁判所家事次席書記官 荒川正光氏 (コーディネーター) 尾張東部権利擁護支援センター長 住田敦子
15:35-15:40( 5)	閉会

## 会場案内図



- ・お手洗いは1か所です。
- ・ご気分が悪くなられた方は、スタッフにお声かけください。
- ・感染症等が流行しています。うがい・手洗い、マスク着用などで、予防をお願いします。受付に消毒薬をご用意していますので、ご利用ください。
- ・本日は、係員もマスクを着用させていただいています。
- ・非常の際は、係員の指示にしたがって落ち着いて行動してください。

## 資料目次

### 第1部 「市民後見人が拓くお互い様の地域」

(講師) 永田祐氏 (同志社大学社会学部教授) ······ 2

### 第2部 パネルトーク「市民後見人の活動の実際」

コーディネーター説明資料 ······ 20

成年後見関係事件の概況 ······ 28

後見等開始数と市民後見人選任数 (名古屋家庭裁判所) ······ 44

成年後見制度の利用にかかる相談窓口 ······ 45

ワインクあいち 5F 避難経路 ······ 47

# 第 1 部 資 料

## 第1部 「市民後見人が拓くお互い様の地域」

講師紹介 永田 祐  
(ながた ゆう)

同志社大学 社会学部 教授



### ●略歴

上智大学文学部社会福祉学科卒業。

慶應義塾大学政策・メディア研究科修士課程修了。

上智大学文学研究科社会学専攻博士後期課程修了。博士（社会福祉学）。

日本学術振興会特別研究員、立教大学コミュニティ福祉学部助手、愛知淑徳大学医療福祉学部専任講師を経て現職。英国ブリストル大学客員研究員（2013年3月～2014年3月）。社会福祉士として成年後見活動も行っている。

### ●各種委員

厚生労働省 成年後見制度利用促進専門家会議、地域における住民主体の課題解決力強化・相談支援体制の在り方に関する検討会、大阪府地域福祉推進審議会、奈良県域地域福祉支援計画、京都市成年後見支援センター、枚方市社会福祉審議会、豊田市社会福祉審議会、坂井市保健福祉総合計画、高島市地域福祉計画、都城市地域福祉計画、豊岡市地域福祉計画、松阪市地域福祉計画、名張市地域福祉計画、京田辺市地域福祉計画、津幡町地域福祉計画、能美市地域包括支援推進協議体、認定社会福祉士認定・認証機構、日本民間公益活動連携機構などの委員・アドバイザー等を務める。日本地域福祉学会理事。

## ●専門

介護保険などの社会福祉政策及び市町村を中心とした地域社会政策、地域福祉。

## ●主な著書

- ・『包括的な支援体制のガバナンス』（単著）、有斐閣、2021年。
- ・『地域包括支援体制の今』（共著）、ミネルヴァ書房、2020年。
- ・『子どもと地域の架け橋づくり』（共著）、CLC、2020年。
- ・『共生社会創造におけるソーシャルワークの役割』（共著）、ミネルヴァ書房、2020年。
- ・『よくわかる地域福祉』（共編著）、ミネルヴァ書房、2019年。
- ・『よくわかる福祉行財政と福祉計画』（共編著）ミネルヴァ書房、2018年。
- ・『越境する地域福祉実践 滋賀の縁創造実践センターの挑戦』（共著）、全社協、2017年。
- ・『地域福祉論』（共著）ミネルヴァ書房、2016年。
- ・『よくわかる権利擁護と成年後見制度』（共編著）ミネルヴァ書房、2016年。
- ・『世界の社会福祉年鑑 2016』（共著）旬報社、2016年。
- ・『福祉教育・ボランティア学習の新機軸』（共著）大学図書出版、2014年。
- ・『社会福祉研究のフロンティア』（共著）有斐閣、2014年。
- ・『地域の実践を変える社会福祉調査入門』（共編著）春秋社、2013年。
- ・『住民と創る地域包括ケア』（単著）ミネルヴァ書房、2013年。
- ・『ローカル・ガバナンスと参加』（単著）中央法規出版、2011年。
- ・『新しい福祉サービスの展開と人材育成』（共著）法律文化社、2010年。
- ・『ボランティア論』（共著）みらい、2010年。
- ・『地域福祉論 地域福祉の理論と方法』（共著）全国社会福祉協議会、2009年。
- ・『地域福祉の理論と方法』（共著）中央法規出版、2009年。
- ・『新・社会福祉援助の共通基盤』中央法規出版、2009年。
- ・『ボランティアコーディネーターの実践 地域福祉を拓く』（編著）久美出版2007年。



## 今日の内容

- Part1 成年後見制度の現状と市民後見人の役割
  - 成年後見制度の概要や現状を踏まえながら、成年後見制度における市民後見人の役割を考えます。
- Part2 市民後見人の可能性
  - 後見制度の担い手だけではない、市民後見人が持つ可能性を考えます。



## ・自己紹介

- 大学では地域福祉を教えています。
- 社会福祉士として、成年後見人の受任もしています。京都市成年後見支援センターの運営委員などを通じて、市民後見人の皆さんのお活動のお手伝いもしています。

# Part1

## 成年後見制度の現状と 市民後見人の役割

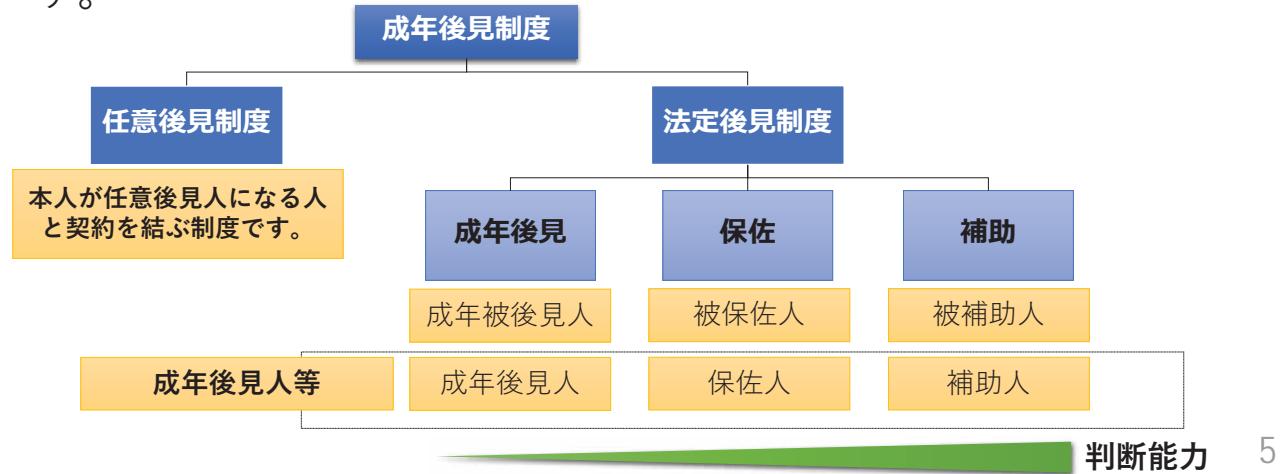
成年後見制度の概要や現状を踏まえながら、市民後見人の役割を考えます。

### 成年後見制度とは？

- 民法上、人はその意思決定により自由に法律行為を行うことができます。
- しかし、精神上の障害によって判断能力が不十分で、法律行為における意思決定が難しい方には、その判断能力を補う支援が必要です。
- 成年後見制度とは、**精神上の障害により判断能力が不十分であるため契約等の法律行為における意思決定が困難な方**について、後見人等が本人の代わりに法的な代理や同意、取消しをする**権限を使って**、その判断能力を補う制度であり、**本人の法的保護を図り、権利を擁護すること**を目的とする**民法の制度**です。

## 誰が後見人になるのか？

- あらかじめ自分で決めておくのが**任意後見制度**、判断能力が不十分になってから**家庭裁判所**が決定するのが、**法定後見制度**です。



## 親族が後見人をしてくれれば良い？



\* 親族が後見人に選任される割合は年々減少。2020年には2割を切りました。

出所：最高裁判所事務総局家庭局「成年後見関係事件の概況」各年より作成

# なぜ、親族の割合が減少しているのか？

- 申立てにあたっては、**後見人等候補者**を記載できます。
- 令和2年2月～12月の後見等の開始の審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として申立書に記載されていた割合は、全体の23.6%です（選任されたのは、全体の19.7%）。
- ⇒申立ての時点で、**親族後見人が期待できないケースが増加している**ということです。
- 背景には、**家族に頼れない人や身寄りのない人の増加**があり、これは今後も続いていくと考えられます。

申立書の一部

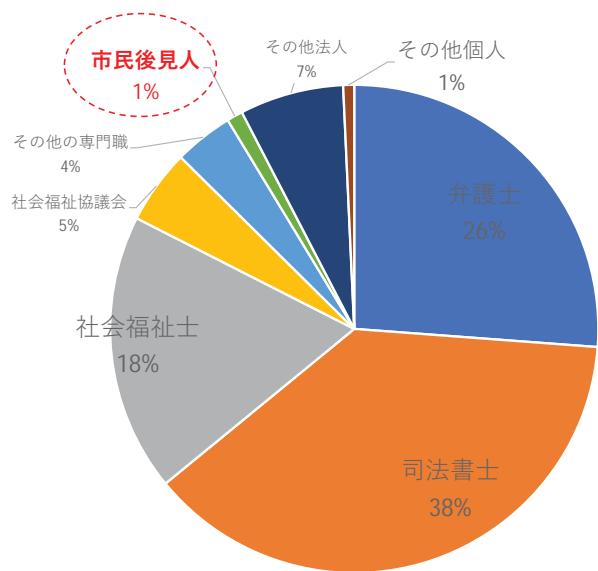
↓

□ 家庭裁判所に一任 ※ 以下の欄の記載は不要 □ 申立人 ※ 申立人が候補者の場合は、以下の欄の記載は不要 □ 申立人以外の〔 □ 以下に記載の者 □ 別紙●に記載の者 〕 *A4サイズの用紙をご自分で準備してください。			
成年後見人等候補者	住所	〒 -	
	ふりがな 氏名	電話 ( )	携帯電話 ( )
		□ 昭和 年 月 日 生 □ 平成 ( )	
本人との 関係	<input type="checkbox"/> 親族 : <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 親 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 孫 <input type="checkbox"/> 兄弟姉妹 <input type="checkbox"/> 姉妹 <input type="checkbox"/> その他(関係 : ) <input type="checkbox"/> 親族外 : (関係 : )		

7

## 誰が第三者後見人をしているの？

- 第三者後見のうち、弁護士、司法書士、社会福祉士の三職種が、8割強を占める。
  - 2020年度の市民後見人の選任数は、311人（1%）にすぎません。
- ↓
- 専門職がやってくれるならそれでよいのでは？
  - 確かに、以前の制度と比べ、専門職後見人が増加したことは、「成年後見の社会化」という意味で、悪いことではありません。



8

# 専門職が後見人になることが必要な場合

- 「第三者後見人」として専門家が必要な場合
    - 財産管理や後見人候補者をめぐる「**家族内・親族内の対立・不和**」がある場合。
    - 遺産分割協議といった「**専門家による法的な対応**」が必要な場合。
    - 虐待からの保護、借金、多重債務問題への対応、消費者被害からの保護といった「**専門家による権利擁護**」が必要な場合。
  - ⇒こうした専門性が必要なかったり、解決したら、専門職が後見人を続ける必要性は低くなります。
- ⇒そもそも後見人は、親族を含めて資格要件はありません。

9

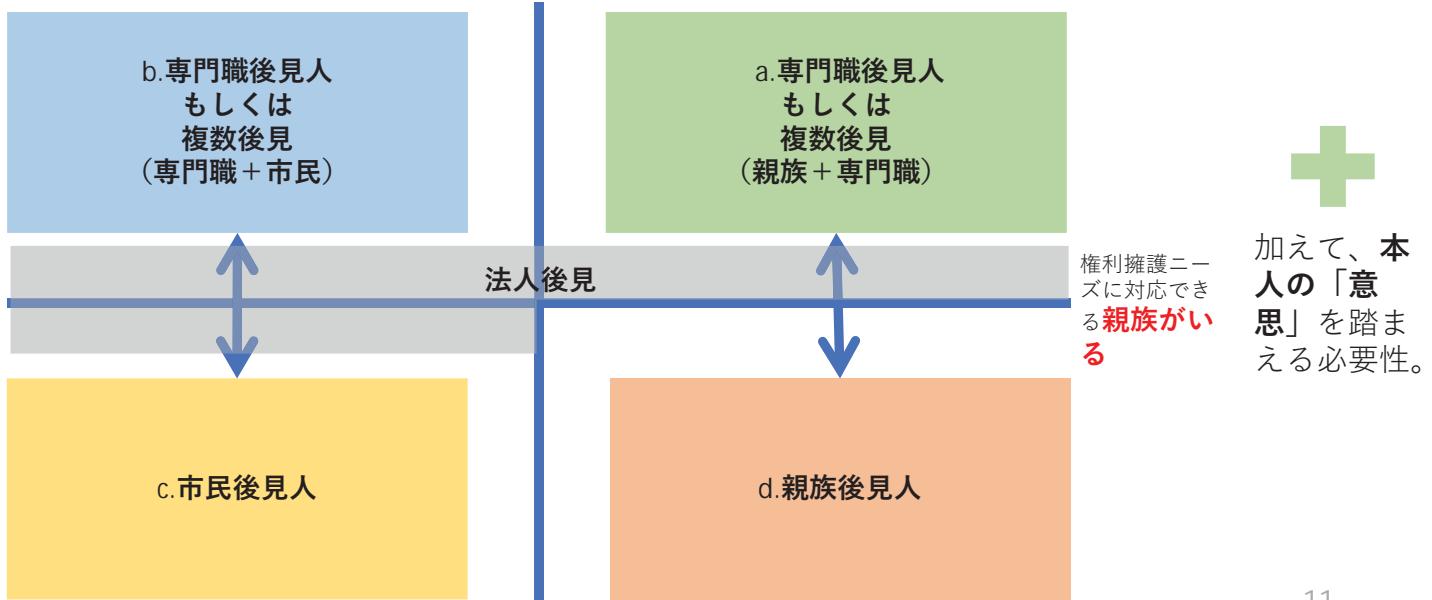
## 改めて後見人の仕事とは？

- 「成年後見人は、成年被後見人の**生活、療養看護及び財産の管理に関する事務**を行うに当たっては、成年被後見人の**意思を尊重し、かつ、その心身の状態及び生活の状況に配慮しなければならない**」（民法858条）。⇒身上配慮義務・意思尊重義務。
- 後見人の仕事は「**財産のこと**」（財産管理）と「**生活のこと**」（**身上保護**）に分けられますが、本人の生活の質の維持・向上のために、本人の状況や意思を大切にして、その財産を活用していくということです。
- 本人の状況や意思がわからないと、適切な財産管理もできません。適切な親族後見人がいるのであれば、それが一番望ましいと考えられるのもそのためです。

10

# 第三者後見人の拡充が力ギ

(権利擁護ニーズに対する) 専門的対応の必要性



11

## 市民後見人とは？

- 市民後見人とは「判断能力が不十分な本人のその人らしい暮らしを支えるなどの社会貢献のため、地方公共団体等が行う市民後見人養成研修などにより一定の知識や技術・態度を身に付けた専門職や親族ではない地域住民であって、家庭裁判所によって後見人等として選任されている人」。
- 親族でも専門職でもなく、「市民」が後見人になる意味は？
  - 同じ地域に暮らす市民として、本人寄り添い型の後見活動を行うことが期待されています。
- 市民後見人に適切な事案とは？
  - ①財産が比較的小額で、②紛争などがない、③専門性が要求されない場合に、他の第三者後見人にはない優位性があることが認められるようになっています。
- ただし、責任の重い活動であることから、市町村等が養成研修を行い、市民後見人に助言や支援する仕組みが整備されていることを前提に、家庭裁判所は市民後見人を選任しています。

12

# 市民後見の活動領域

本来は、市民後見人が中心で、必要なときに専門職が補うというのが原則

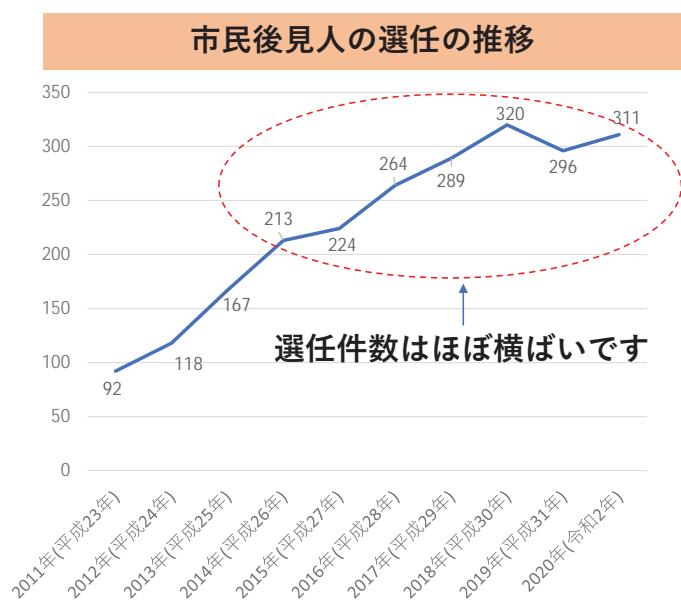
- 市民後見人が求められているのは、**専門職後見人が不足しているからではありません。** 市民にふさわしい事案があり、それに対応するため、その活躍の支援が求められているのです。

- 【参考】『本人に身近な親族後見人や市民後見人がふさわしい場合はできるだけ親族後見人や市民後見人を選任し、専門職後見人はその専門性が必要な場面で本人にとって適切な時期に限定的に選任されるようにしてほしい』という指摘が多数あった。このことを踏まえ、全国どの地域においても、市民後見人や、市民後見人養成研修修了者等の地域住民が支援員となる法人後見による支援が受けられるよう、担い手の確保・育成の推進に取り組む必要がある』（成年後見制度利用促進専門家会議「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」令和3年12月）。

13

## 選任を進めるためには

- 市民後見人を育成、支援する体制の整備
  - 市民後見人の**養成**。
  - 家裁等への推薦等を担うことができる**中核機関**を整備すること。
  - 相談・助言体制の整備（専門相談などを含む）。
- 家庭裁判所との連携
  - 候補者を推薦しても、家裁が選任しないと意味がないので、選任イメージを共有すること。



14

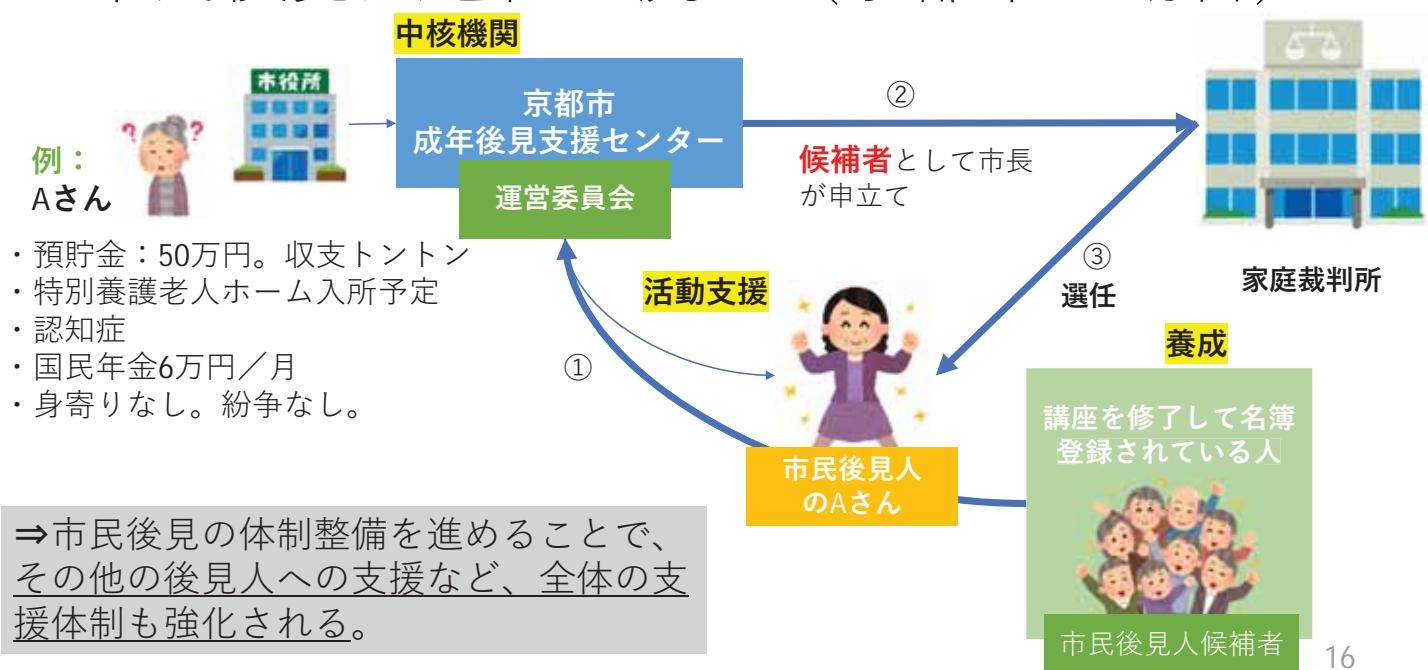
# 体制整備の現状

- 市民後見人の養成等の実施している市町村
  - 393 (22.6%) / 1,741 (全国の自治体)
- 市民後見人の養成者数
  - 16,003人 (うち、登録者数 6,999人)
  - うち、後見人等の受任者数 1,430人
- 市民後見人の養成者の中成年後見人以外の活動に従事する人
  - 法人後見の支援員 1,819人
  - 日常生活自立支援事業の生活支援員 2,378人
- 市民後見人の受任調整や支援体制
  - 適切な市民後見人候補者を決定するための受任調整会議 220 (12.6%)
  - 養成機関に助言や支援体制を確保 288 (16.5%)



15

## 市民後見人選任の流れ（京都市の場合）



16

# Part2

## 市民後見人の可能性

後見制度の担い手だけではない、市民後見人の可能性を考えます。

### これからの社会福祉の方向性

- 「子ども・高齢者・障害者など**すべての人々**が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる『地域共生社会』を実現する。このため、**支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティ**を育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことでのける仕組みを構築する」
- 誰もが支え合いながら、役割を持って活躍できる地域社会＝地域共生社会をつくることが、**社会福祉全体の基本的なコンセプト**となっています。

# これからのお年後見制度の方向性

- 2016年に成年後見制度の利用に関する法律（成年後見制度利用促進法）が施行され、2017年には「成年後見制度利用促進基本計画」が閣議決定されました。
- 基本計画では、改めて制度の趣旨であるノーマライゼーションと自己決定権の理念に立ち返り、その運用のあり方を見直すことが明記されています（身上保護の重視、促進法3条1項）。

## 成年後見制度利用促進法3条1項（一部略）

成年後見制度の利用の促進は、成年被後見人等が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障されるべきこと、成年被後見人等の意思決定の支援が適切に行われるとともに、成年被後見人等の自発的意思が尊重されるべきこと及び成年被後見人等の財産の管理のみならず身上の保護が適切に行われるべきこと等の成年後見制度の理念を踏まえて行われるものとする。

19

# 利用促進が目指す「権利擁護」

- 「自分が暮らしたい地域で暮らし、住み慣れた地域で一生を終える権利。年齢や障がいの有無にかかわらず、**地域社会において、人とのつながりの中で、自分らしい生き方を求める権利**。このような権利は、憲法13条、14条、22条、25条、国際人権規約をはじめとする国連人権条約・国連諸原則が要請する基本的人権である」（日本弁護士連合会「高齢者・障がいのある人の地域で暮らす権利の確立された地域社会の実現を求める決議」2005年。）
- 拥護される「権利」の中身は、最低限必要な衣食住や生命の確保や、不当な差別や虐待、被害にあわないということだけではありません（狭義の権利擁護）。**自分の存在に意味や価値があるとが人との関係の中で認められ、自分らしい暮らしを歩めること（積極的権利擁護）を目指していく**。

20

# 利用促進が目指すことと地域共生社会

- 利用促進が目指しているのは、成年後見制度を使う人をやみくもに増やすことではなく、判断能力が不十分になっても、地域社会に参加し、役割や尊厳を持って、その人らしく暮らしていくことができるよう、制度が利用されること。
- 「尊厳のある本人らしい生活を継続し、地域社会に参加できるようにする」という成年後見制度利用促進の考え方は、地域共生社会を目指すという社会福祉全体の基本コンセプトと一致しています。
- 『権利擁護支援は、成年後見制度を含めた総合的な支援として充実させていく必要がある。これは、誰にも判断能力が不十分となる可能性があるゆえに、成年後見制度の潜在的な利用者を念頭に置いた支援を拡げていく必要があるからであり、さらには、多くの関係者の協働を必要とする支援が全国的に展開されることは地域共生社会の実現にも資するからである』。

出所：成年後見制度利用促進専門家会議「第二期成年後見制度利用促進基本計画に盛りこむべき事項」令和3年12月。

21

## 市民後見の可能性

### ・被後見人にとって

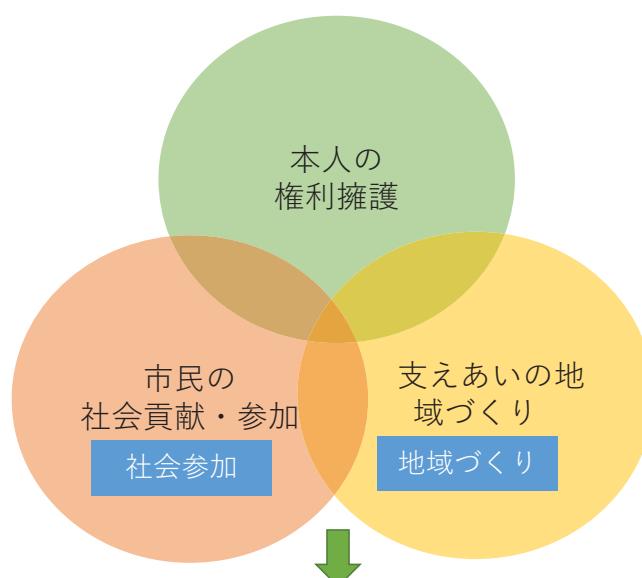
- 市民感覚・市民目線での工夫を凝らした支援（寄り添い型支援）によって、本人の意思決定や参加を支援、実現する。

### ・活動者にとって

- これまでの経験を活かした社会貢献・社会参加。

### ・地域全体にとって

- 権利擁護の視点を持った市民の広がりが、被後見人が暮らしやすい地域社会につながる。



被後見人の権利擁護と地域共生社会の実現

22

## 本人の権利擁護

- ・「定期訪問は、毎回時間を変えていくようにしています」
  - ・「本人がかつて住んでいた地域に出向き、まちの様子を話しながら本人の関心事を探しています」
  - ・「本人のかつての趣味であった写真をヒントに、デジカメをもっていき写真を見ながらお話しをしています」
- 
- ・生活が安定している場合でも、思いや希望を、様々なチャンネルから読み取ることで、**潜在化している意思の確認に努め、その決定を支援している。**
  - ・孤立状態にある人にとって、後見人とのつながりが**新たな社会関係になる。**
  - ・市民後見人の身上保護を大切にした寄り添い型支援活動は、**他の後見人や支援者の意識の変革にもつながっている。**

23

## 社会貢献・参加

- ・「社会貢献に責任とやりがいがある。私自身が元気をもらっている。」
  - ・「もし後見人にならなければ、私的な世界に閉じこもっていただけになっていたかもしれない。社会とのつながりが広がった。」
  - ・「自分の経験や知識を活かすことができて、やりがいを感じる」
  - ・「後見活動を通じて、社会福祉を学ぶ機会にもなっている。」
  - ・「人生の先輩である被後見人さんとの関わりから、多くことを学ばせてもらっている。」
- 
- ・市民後見人の活動が、これまでの人生を通じて培った経験を活かし、地域の中で**役割を發揮する機会**となっている。
  - ・被後見人との関係は、単に「助けるー助けられる」関係ではない。

24

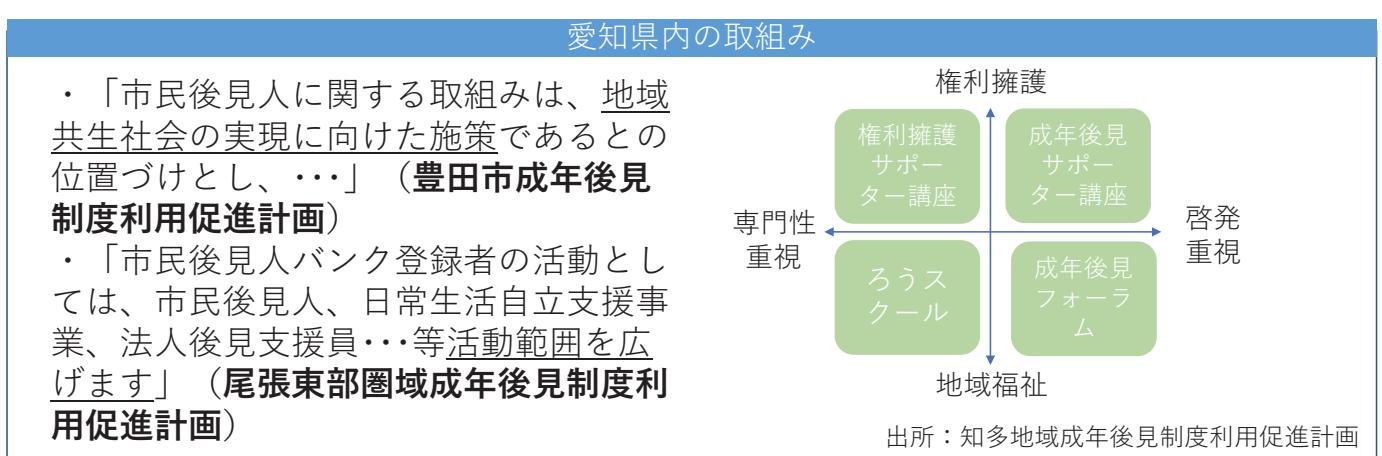
# 支え合いの地域づくり

- ・「後見活動を通じて、地域の福祉課題にも目が向くようになった。」
  - ・「活動の中で学んだことを、他の人にも広げていく活動もしていきたい。」
  - ・「後見活動を通じて、他のボランティア活動や地域活動にも参加するようになった。」
- 
- ・一人ひとりの変化だけでなく、**経験や学びを伝える活動**をしている地域や後見人も多い（**名古屋市**の市民後見人有志の市民後見人の啓発活動の事例や浦安市の「うらやす成年後見サポートズ」の取組みなど）。
  - ・本人が新たな地域福祉の担い手となるだけでなく、市民後見人が増加することが、地域社会における権利擁護意識の向上につながる。

25

## 愛知県での取組み

- ・市民後見人の活動は、権利擁護支援を「**専門職のできごと**」としてだけでなく「**地域のできごと**」へとつなげていくことができる。



26

**権利擁護支援に市民が参加することで、成年後見制度が変わる、自分が変わる、そして、地域社会も変わることが、市民後見の可能性。**

27

## 「可能性」を実現させるために

- **市町村（と都道府県）**は、市民後見の可能性を矮小化せず、市民後見人が活躍できるような体制整備を進めて欲しい（養成⇒選任⇒選任後の支援、案件の発掘、適切な交代、活動支援）。
- **専門職団体**や地域の関係者の皆様は、こうした体制整備に協力して欲しい（特に、受任調整や専門相談を通じた専門職団体の支援）。
- **社会福祉協議会**は、地域福祉の推進という観点から、権利擁護支援への市民参加を進める取組みを進めて欲しい。
- **あらゆる関係者**が、正しい理解に基づいて市民後見人の活動の意義を広げて欲しい（家庭裁判所の理解を含む）。
- ⇒こうした体制整備は、市民後見のみならず地域の権利擁護の体制を整備につながります。

28

# 地域共生社会に向けて

- ・社会が個人化する中で、家族に頼れない方、身寄りのない方は、これからも増加していきます。
- ・複雑な財産管理や身上保護を必要としていなくても、法律行為で困るだけでなく、地域で**孤立**している方が増加していきます。孤立した中での選択や決定は、支援者のお仕着せになりがちです（経験の不足やあきらめ、しょうがない…）。
- ・判断能力が不十分になっても、最後まで人とのつながりの中で、自分らしく暮らしていくためには、専門職だけでなく、身近なところで寄り添える市民や地域の力が必要です。
- ・こうした活動に広がりは、**権利擁護の考え方を地域に広げる地域づくり・孤立のない地域共生社会づくり**でもあります。

29

## 最後に

- ・「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」（社会福祉法第4条「地域福祉の推進」）
- ・地域住民＝市民後見人と被後見人。
- ・相互に人格と個性を尊重し合いながら、社会に参加し、共生社会（『お互い様の地域』）をつくっていきたい。

30

## 第 2 部 資 料

令和3年度 愛知県市民後見推進事業  
一地域共生社会と市民後見一

令和4年2月15日（火）



第2部パネルトーク「市民後見人の活動の実際」  
～地域福祉としての市民後見人の意義～

市民後見人

第1期市民後見人バンク登録者 飯田美湖氏

第2期市民後見人バンク登録者 中島 恵氏

市民後見監督人

石井友子（尾張東部権利擁護支援センター相談員）

コメントーター

永田祐氏（同志社大学社会学部教授）

オブザーバー

名古屋家庭裁判所家事次席書記官 荒川正光氏

コーディネーター

尾張東部権利擁護支援センター長 住田 敦子



## 市民後見の実践紹介ビデオ



ご覧いただいくビデオは、厚生労働省の成年後見制度ポータルサイト  
<https://guardianship.mhlw.go.jp/> にある紹介ビデオの抜粋です。

ホーム>後見人等のみなさまへ>市民後見人について

成年後見制度

本人・家族・地域のみなさまへ

後見人等のみなさまへ

自治体・中核機関のみなさまへ

地域の関係機関のみなさまへ

相談窓口のご案内

よくある質問

▶後見人等のみなさまへ

▶成年後見人等の選任と役割

▶市民後見人について ← こちらから

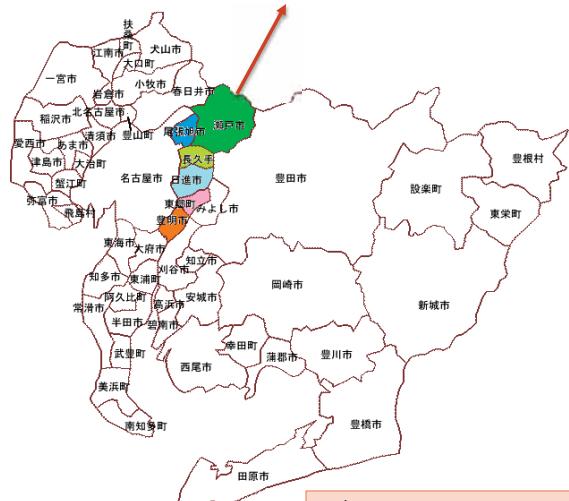
▶後見人等を対象とした草患決定支援研修

# 尾張東部権利擁護支援センター紹介

設置主体（5市1町）平成23年10月共同設置



- 瀬戸市・尾張旭市・豊明市
- 日進市・長久手市・東郷町



令和2年12月1日現在

5市1町  
人口合計 478,424人

- ① 職員数 13人  
センター長（専門相談員兼務）  
専門相談員 8人（社会福祉士）  
事務員 4人（支援員兼務）

## ② 事業内容

広報啓発・相談・人材育成・法人後見

	後見	保佐	補助	合計
認知症	16	6	1	23
知的障害	4	2	2	8
精神障害	18	5	4	27
合計	38	13	7	58

終了38名  
市民後見人へのリレー6名  
法人後見 累計102名

③令和元年4月から中核機関受託

3

## 市民後見人養成の取り組み (H27~)

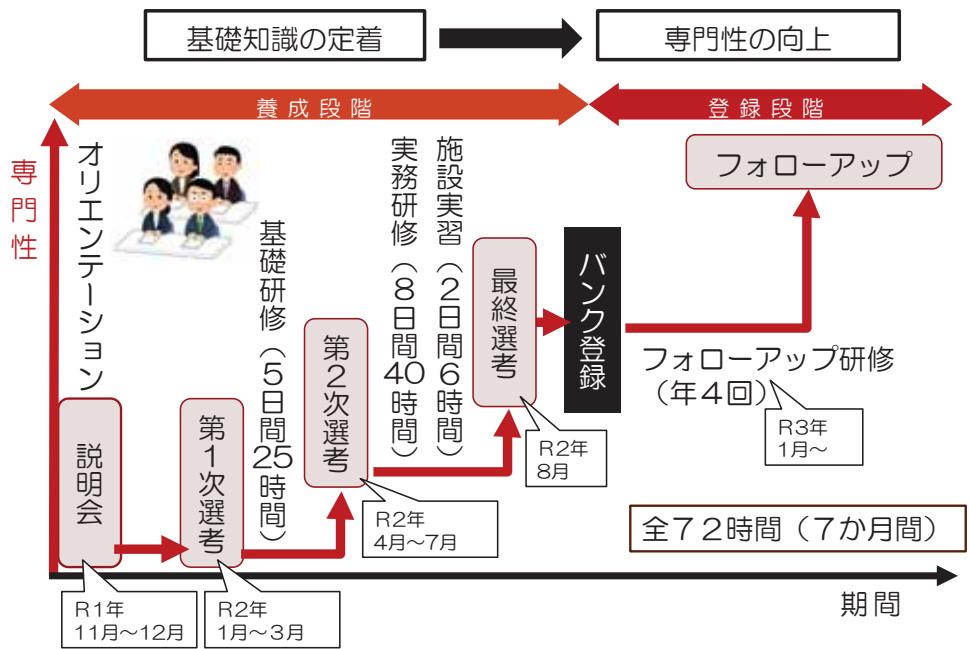


目的	権利擁護の担い手と地域福祉の向上
めざす姿	権利擁護活動を地域の社会貢献活動として行う 社会貢献型ボランティア
定義	家庭裁判所から成年後見人等として個人で選任される 専門職による活動支援をうける 市民としての特性活かした後見活動を地域で展開する
要件	①後見業務を適正に担う人材であること ②後見人として必要な知識、技術、社会規範、倫理観を備えていること ③所定の研修を修了しバンク登録をしていること ④センターからの推薦により家庭裁判所からの選任を受けることができる

4



## 市民後見人養成研修の流れ



5



## 市民後見人の受任要件

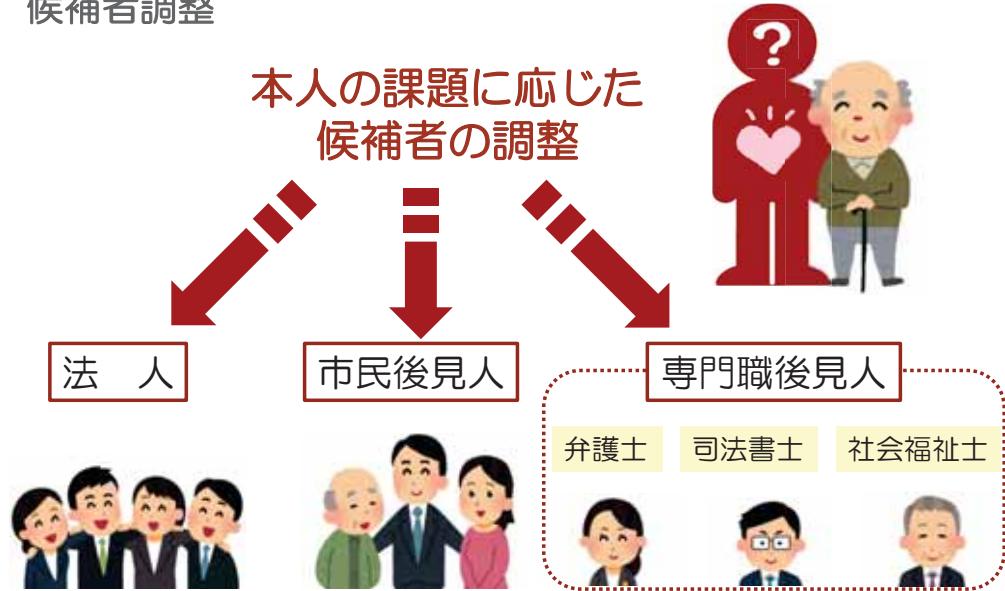
	本人の状況
資産状況	高額な財産は所有せず、また多額の債務もないもの 不動産処分を伴わない事案
居住状況	安定的居住（在宅・施設）が確保されているもの
生活状況	身上監護上、困難性がなく、見守りが中心なもの
親族状況	親族がいる場合には、親族間の紛争等がないもの
支援体制	介護サービスなど本人を支援する体制が構築されているもの
その他	虐待や権利侵害など急迫した事情を有しない 地域からの後見活動が可能な事案

6



## 候補者調整および事前マッチングの実施

### 候補者調整



7

### 市民後見人バンク登録人数と受任件数



令和3年12月時点

	瀬戸市	尾張旭市	豊明市	日進市	長久手市	東郷町	合計	受任率
1期登録時人数	3	3	3	8	1	1	19	
受任件数	3	2	1	4	1	1	12	63.2%
2期登録時人数	6	7	1	5	0	0	19	
受任件数	5	7	0	3	0	0	15	78.9%
3期登録時人数	0	1	3	2	1	1	8	
受任件数	0	0	2	1	0	0	3	37.5%
登録人数合計	9	11	7	15	2	2	46	
受任件数合計	8	9	3	8	1	1	30	65.2%
登録抹消人数	4	1	0	2	0	0	7	
現在の登録人数	5	10	7	13	2	2	39	

8



## 被後見人等の状況

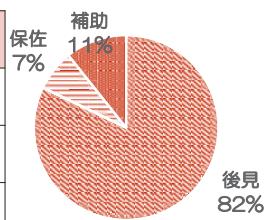
尾張東部圏域の市民後見人は、後見類型だけでなく、補助・保佐類型の方も受任しています。

被後見人等の区分は認知症の方23名と最も多く、知的障害のある方3名、精神障害のある方2名となっています。

類型別受任者数（令和3年12月現在）

後見	23
保佐	2
補助	3
計	28

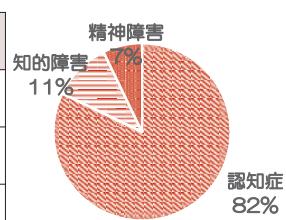
（終了含む）



区別別受任者数（令和3年12月現在）

認知症	23
知的障害	3
精神障害	2
計	28

（終了含む）



9

## センターの役割→後見人支援



### 専門職後見人支援

- ・後見人等審判後の会議  
顔の見える関係づくり  
課題の共有  
支援方針の検討
- ・新たな課題に対する検討会議
- ・法的課題に対する相談
- ・身上保護に関する相談

### 市民後見人支援

- ・後見監督人としての支援
- ・市民後見活動3か月毎の報告の確認
- ・死後事務に関する支援
- ・相続に関する支援
- ・居所変更に関する支援
- ・後見人交代に関する相談及び手続き支援
- ・市民後見人交流会
- ・フォローアップ研修の開催

### 親族後見人支援

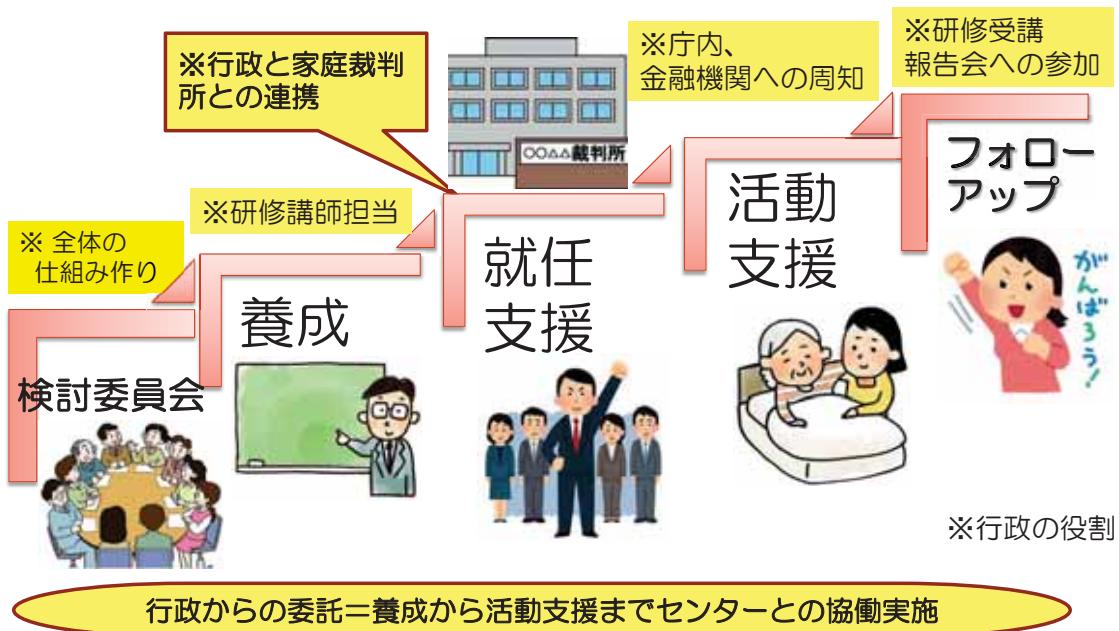
- ・申立て支援からの関係構築
- ・定期報告書作成支援
- ・親族後見人と監督人との調整
- ・財産管理、身上保護に関する相談
- ・交代の時期に関する相談（高齢の後見人）
- ・法的課題に対する相談（法律専門相談の利用）



10



## 市民後見人養成と支援



行政からの委託＝養成から活動支援までセンターとの協働実施

11

### 令和2年度厚生労働省任意後見・補助・保佐等相談体制強化事業

市民後見人の活動及びバックアップ体制について、厚労省のポータルサイトで尾張東部権利擁護支援センターの活動を紹介



12



## 市民後見人かわら版 『くろこ』

市民後見人の活動について、毎年かわら版を発行し選任状況や具体的な活動の様子をみなさんにお伝えしています。



相手の言葉は理解していても、言葉で表現できないご本人に対して、一緒に手をとり、唄を歌い支え続ける市民後見人さん。今では訪問終了時にご本人が涙されることも…市民後見人が心の支えです。今年で5年目を迎える市民後見活動。今後もご本人の心を支え続けます。

市民後見人として初めて保佐人として活動していただきました。在宅生活を希望するご本人。『ご本人の本当の気持ちはどうだろう』入院後自宅で暮らすことが難しくなったご本人の気持ちに寄り添い、施設もいくつか転居しながら寄り添い続けた活動の報告です。

『市民後見人さんに自分の書いた名前を見てもいい』と文字を書く練習を始められたり、笑顔が多くなったりと、週1回「自分に会いに来てくれる」市民後見人の存在が、ご本人の生きる支えとなりました。市民後見人さんは、お仕事を続けながらご本人に会いに行き、最後まで寄り添い、励まし続けられました。

市民後見人が訪問して楽しくおしゃべりされることをとても楽しみにされていました。体調を崩して入院された時には市民後見人に励され、笑顔を見せられました。市民後見人はコロナ禍で面会がかなわなくなっていても手紙や絵葉書でご本人にメッセージを送られています。

平成29年6月 第1号

平成30年6月 第2号

令和元6月 第3号

令和2年5月 第4号

13

## 愛知県市民後見推進事業



平成29年度に同事業を受託しています。

平成30年度から尾張北部権利擁護支援センターと共同受託での実施。

令和2度からは一般社団法人愛知県社会・尾張北部権利擁護支援センターの3つの法人により共同で受託しています。

尾張東部  
権利擁護支  
援センター



尾張北部  
権利擁護支  
援センター



愛知県  
社会福祉士会

市民後見推進事業実績 ※愛知県からの受託事業

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
開催日	平成29年9月24日	一宮市 平成30年1月30日 刈谷市 平成30年2月2日	令和2年3月3日	令和3年3月3日
主催者	尾張東部市民後見推進センター （柏原利）	尾張東部市民後見推進センター、 尾張北部市民後見推進センター共催	尾張東部市民後見推進センター、 尾張北部市民後見推進センター共催 愛知県社会福祉士会共催	尾張東部市民後見推進センター、 尾張北部市民後見推進センター、 愛知県社会福祉士会共催
開催地	名古屋市	一宮市、刈谷市	名古屋市	名古屋市
参加人数	2名目入	190人	80人 （※コロナウィルス対策）	150名 オンライン参加あり
概要	タイトル 「知って得する成年後見制度」 「講演 『成年後見制度と市民後見の概要』 『市民後見人の活動報告』 『Q&A』 『知って納得！市民後見人』 『パネルディスカッション』	タイトル 「豊かに生きる権利各守る ～成年後見制度の活かし方～」 「講演 『パネルトーク』 『市民後見人の実践事例』	タイトル 「結婚まで学ぶ市民後見」 ①『離婚で決めて学ぶ成年後見』 ②『市民後見人がやさすもの』 ③パネルトーク 『市民後見活動の実際』 『市民後見人の活動におけるからば』	タイトル 『権利擁護としての成年後見制度』 『パネルトーク』 『市民後見人の活動におけるからば』

令和3年度



14



## 第1期市民後見人養成研修とバンク登録



15



## 第2・3期市民後見人養成研修とバンク登録



16

# 成年後見関係事件の概況

—令和2年1月～12月—

最高裁判所事務総局家庭局

本資料は、令和2年1月から12月までの1年間における、全国の家庭裁判所の成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の処理状況について、その概況を取りまとめたものである。

以下の数値は、いずれも当局実情調査の結果に基づく概数であり、今後の集計整理により、異同訂正が生じことがある。また、各項目別割合は、原則として、小数点以下第二位を四捨五入したものであり、比率の合計が100とならない場合及び小計として表示されている比率と一致しない場合がある。

なお、前年以前の数値について、所要の訂正を行うことがあるため、過去の概況において掲載した数値と一致しない場合がある。

令和3年3月

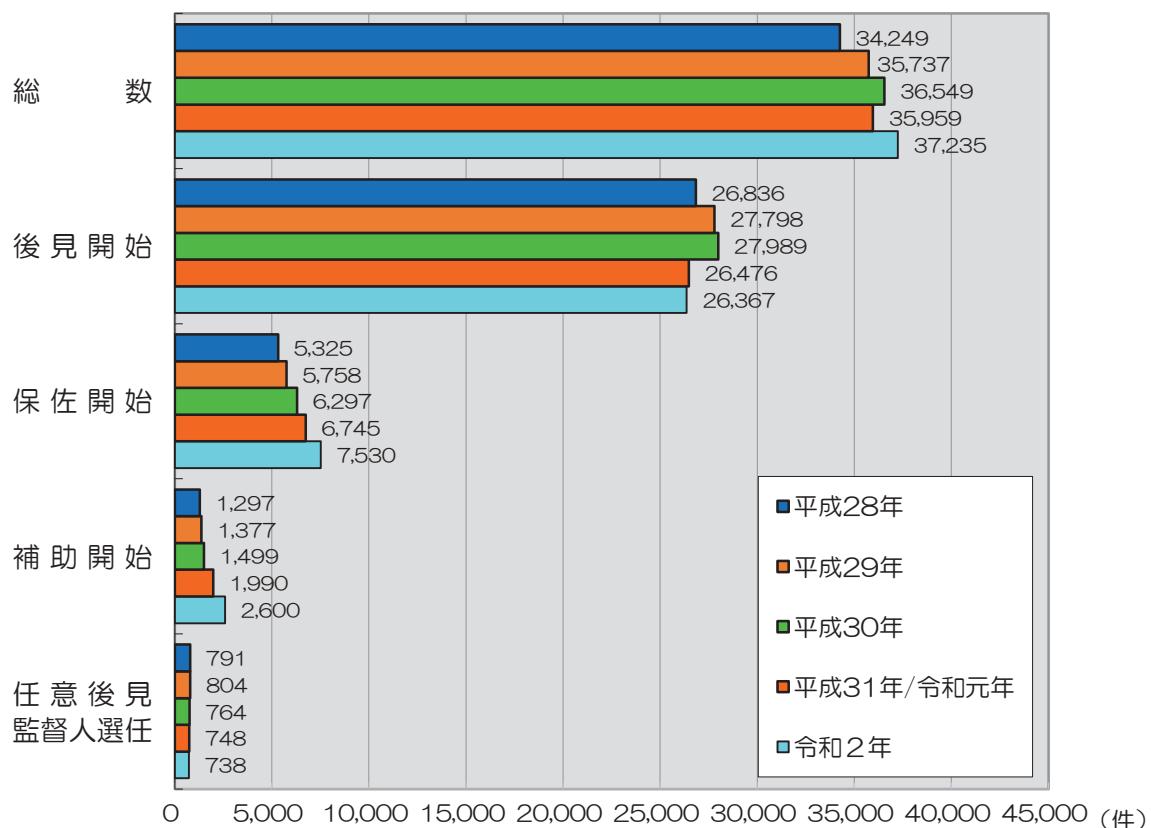
## 目 次

1	申立件数について ······	1
	(資料1) 過去5年における申立件数の推移	
2	終局区分について ······	2
	(資料2) 終局区分別件数	
3	審理期間について ······	3
	(資料3) 審理期間別の割合	
4	申立人と本人との関係について ······	4
	(資料4) 申立人と本人との関係別件数・割合	
	(資料5) 申立人と本人との関係別件数 (家庭裁判所管内別総数, 市区町村長申立件数・割合)	
5	本人の男女別・年齢別割合について ······	6
	(資料6) 本人の男女別・年齢別割合	
	(参考資料) 開始原因別割合	
6	申立ての動機について ······	8
	(資料7) 主な申立ての動機別件数・割合	
7	鑑定について ······	9
	(資料8) 鑑定期間別割合	
	(資料9) 鑑定費用別割合	
8-1	成年後見人等と本人との関係について ······	10
	(資料10-1) 成年後見人等と本人との関係別件数・割合	
	(参考資料) 成年後見人等の候補者について	
8-2	成年後見監督人等が選任された事件数について ······	12
	(資料10-2) 成年後見監督人等が選任された件数, 成年後見監督人等の内訳・割合	
9	成年後見制度の利用者数について ······	13
	(資料11) 成年後見制度の利用者数の推移	

## 1 申立件数について（資料1）

- 成年後見関係事件（後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件）の申立件数は合計で37,235件（前年は35,959件）であり、対前年比約3.5%の増加となっている。
- 後見開始の審判の申立件数は26,367件（前年は26,476件）であり、対前年比約0.4%の減少となっている。
- 保佐開始の審判の申立件数は7,530件（前年は6,745件）であり、対前年比約11.6%の増加となっている。
- 補助開始の審判の申立件数は2,600件（前年は1,990件）であり、対前年比約30.7%の増加となっている。
- 任意後見監督人選任の審判の申立件数は738件（前年は748件）であり、対前年比約1.3%の減少となっている。

（資料1）過去5年における申立件数の推移



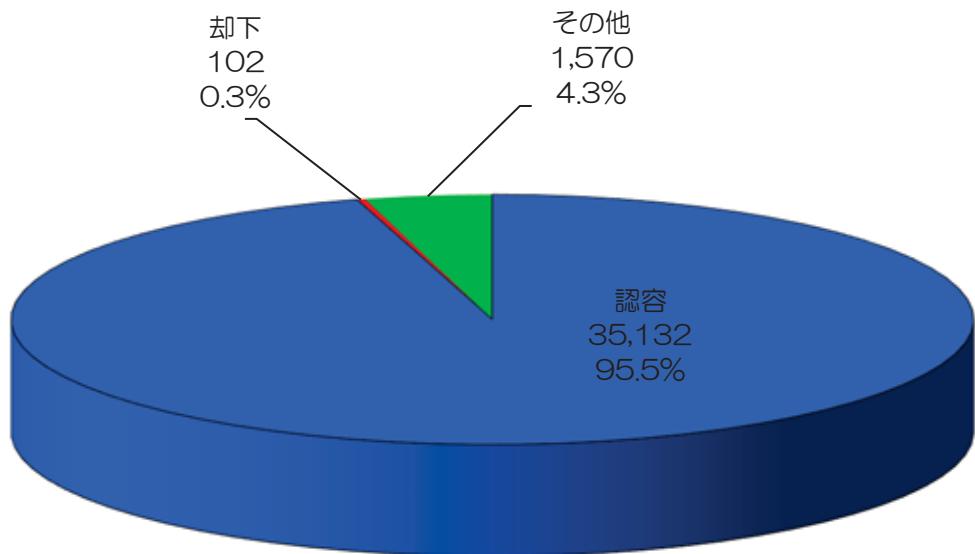
（注）各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

## 2 終局区分について（資料2）

- 成年後見関係事件の終局事件合計36,804件のうち、認容で終局したものは約95.5%（前年は約95.5%）である。

（資料2） 終局区別件数

既 濟 総 数	後 見 開 始			保 佐 開 始			補 助 開 始			任意後見監督人選任			
	認 容	却 下	その他の	認 容	却 下	その他の	認 容	却 下	その他の	認 容	却 下	その他の	
全 国	36,804	25,029	62	1,094	7,076	23	266	2,415	11	113	612	6	97



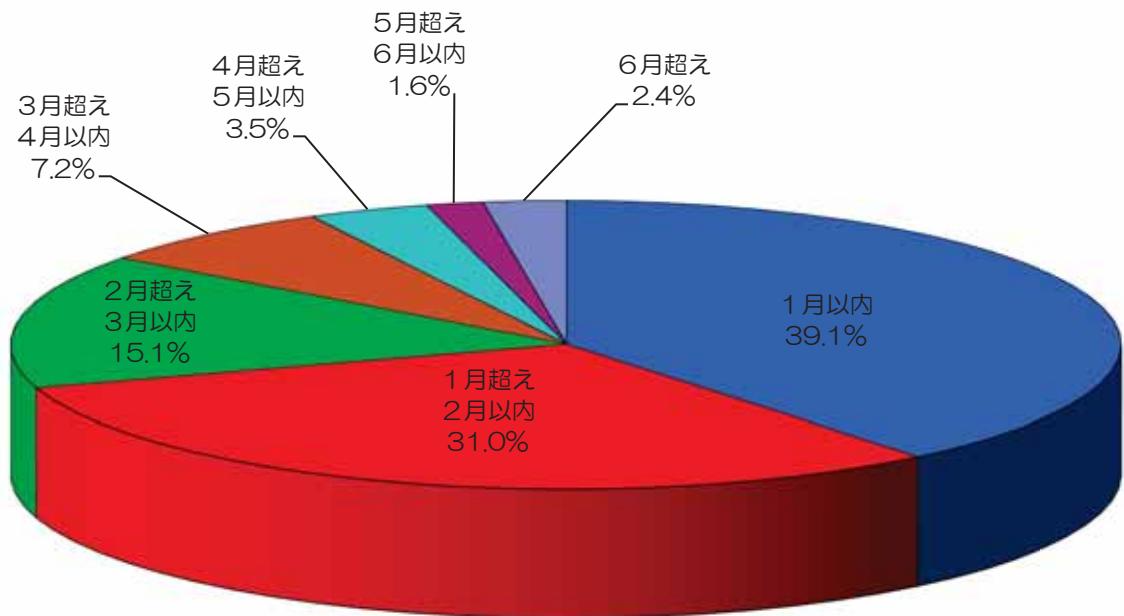
（注1） 令和2年1月から12月までに終局した件数である。

（注2） その他には、取下げ、本人死亡等による当然終了、移送などを含む。

### 3 審理期間について（資料3）

- 成年後見関係事件の終局事件合計36,804件のうち、2か月以内に終局したものが全体の約70.1%（前年は約75.6%），4か月以内に終局したものが全体の約92.4%（前年は約94.4%）である。

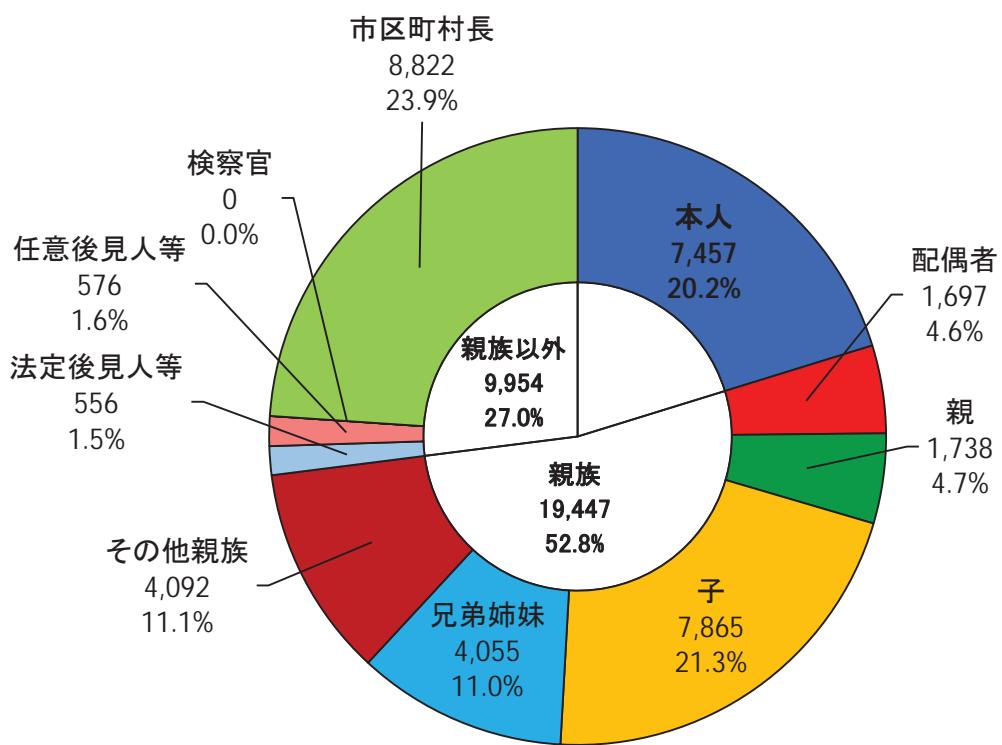
（資料3） 審理期間別の割合



#### 4 申立人と本人との関係について（資料4, 5）

- 申立人については、市区町村長が最も多く全体の約23.9%を占め、次いで本人の子（約21.3%）、本人（約20.2%）の順となっている。
- 市区町村長が申し立てたものは8,822件で、前年の7,840件（前年全体の約22.0%）に比べ、対前年比約12.5%の増加となっている。

（資料4） 申立人と本人との関係別件数・割合



（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したもの（36,858件）を母数としている。1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数（36,804件）とは一致しない。

（注3） その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く、四親等内の親族をいう。

(資料5) 申立人と本人との関係別件数  
(家庭裁判所管内別総数、市区町村長申立件数・割合)

管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
東 京	4,643	1,234	26.6%
横 浜	2,793	630	22.6%
さいたま	1,535	448	29.2%
千 葉	1,765	474	26.9%
水 戸	483	133	27.5%
宇 都 宮	313	70	22.4%
前 橋	434	73	16.8%
静 岡	1,255	254	20.2%
甲 府	276	81	29.3%
長 野	467	114	24.4%
新 潟	907	178	19.6%
大 阪	3,212	661	20.6%
京 都	1,361	197	14.5%
神 戸	1,951	269	13.8%
奈 良	453	96	21.2%
大 津	423	75	17.7%
和 歌 山	245	64	26.1%
名 古 屋	1,389	298	21.5%
津	385	83	21.6%
岐 阜	421	73	17.3%
福 井	219	48	21.9%
金 沢	397	137	34.5%
富 山	378	62	16.4%

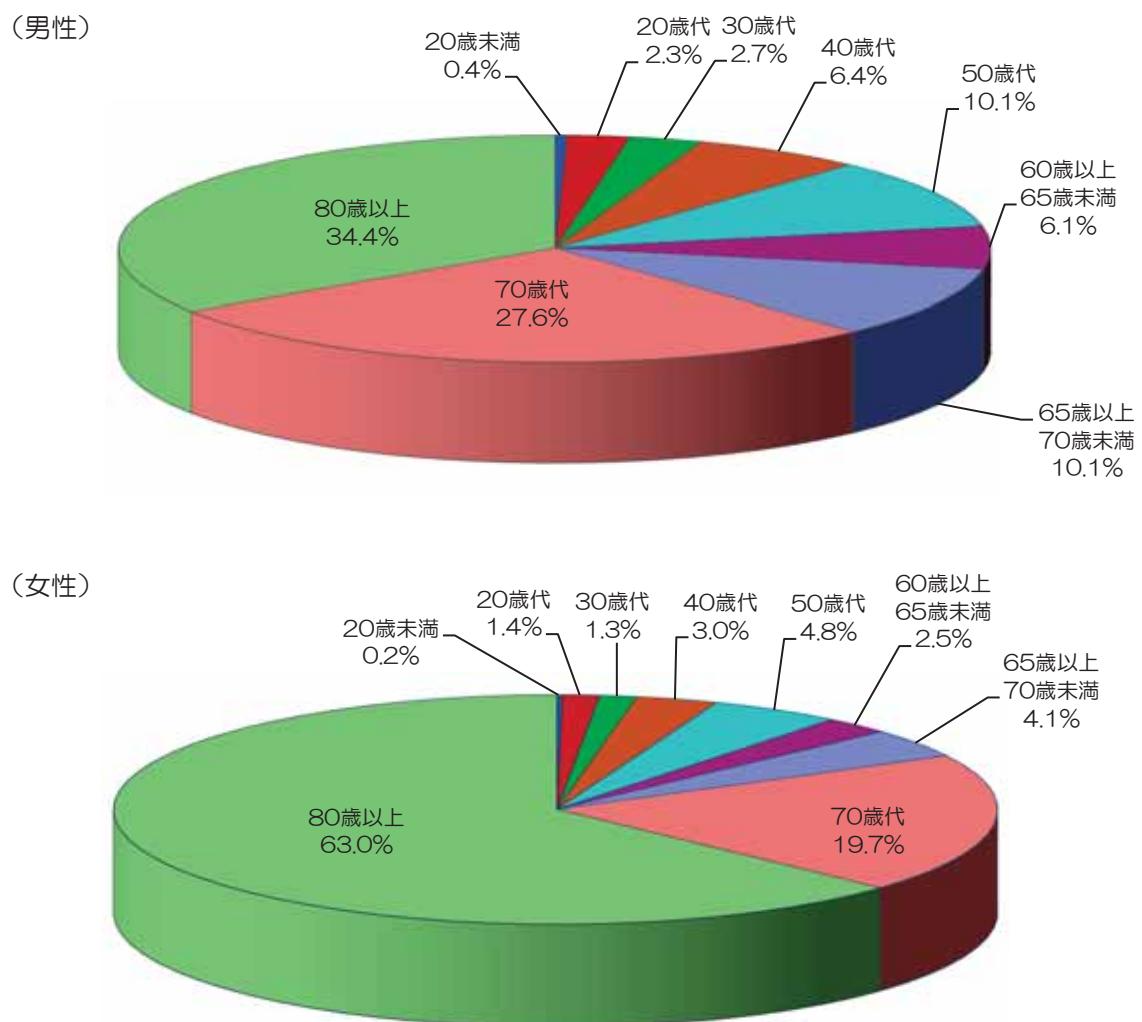
管 内	総 数	うち市区町村長申立て	
		件数	割合
広 島	814	238	29.2%
山 口	435	106	24.4%
岡 山	780	273	35.0%
鳥 取	215	59	27.4%
松 江	250	92	36.8%
福 岡	1,448	214	14.8%
佐 賀	250	75	30.0%
長 崎	354	61	17.2%
大 分	273	69	25.3%
熊 本	516	190	36.8%
鹿 児 島	380	85	22.4%
宮 崎	434	161	37.1%
那 霸	406	94	23.2%
仙 台	412	103	25.0%
福 島	389	189	48.6%
山 形	233	88	37.8%
盛 岡	315	71	22.5%
秋 田	180	41	22.8%
青 森	394	138	35.0%
札 幌	798	179	22.4%
函 館	169	34	20.1%
旭 川	195	32	16.4%
釧 路	336	103	30.7%
高 松	325	88	27.1%
徳 島	267	87	32.6%
高 知	231	73	31.6%
松 山	354	127	35.9%
総 数	36,858	8,822	23.9%

- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。
- (注2) 申立人が該当する「関係別」の個数を集計したものであり、1件の終局事件について複数の申立人がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、終局事件総数(36,804件)とは一致しない。
- (注3) 市区町村別の申立件数については把握していない。

## 5 本人の男女別・年齢別割合について（資料6）

- 本人の男女別割合は、男性が約43.4%，女性が約56.6%である。
- 男性では、80歳以上が最も多く全体の約34.4%を占め、次いで70歳代の約27.6%となっている。
- 女性では、80歳以上が最も多く全体の約63.0%を占め、次いで70歳代の約19.7%となっている。
- 本人が65歳以上の者は、男性では男性全体の約72.0%を、女性では女性全体の約86.9%を占めている。

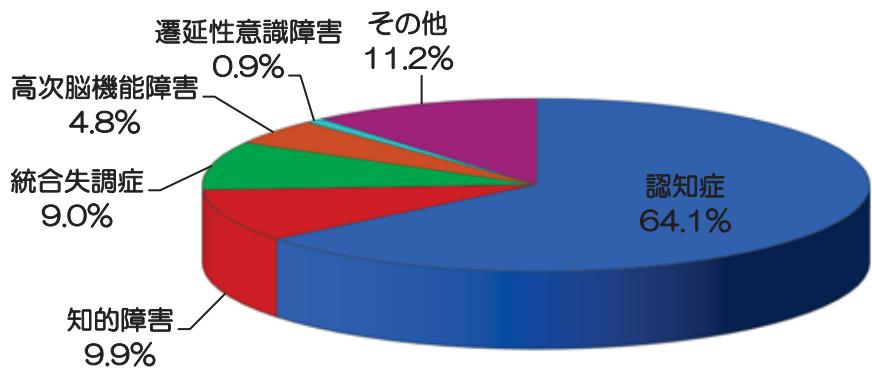
（資料6） 本人の男女別・年齢別割合



（注） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象とした。

(参考資料) 開始原因別割合

- 開始原因としては、認知症が最も多く全体の約64.1%を占め、次いで知的障害が約9.9%，統合失調症が約9.0%の順となっている。

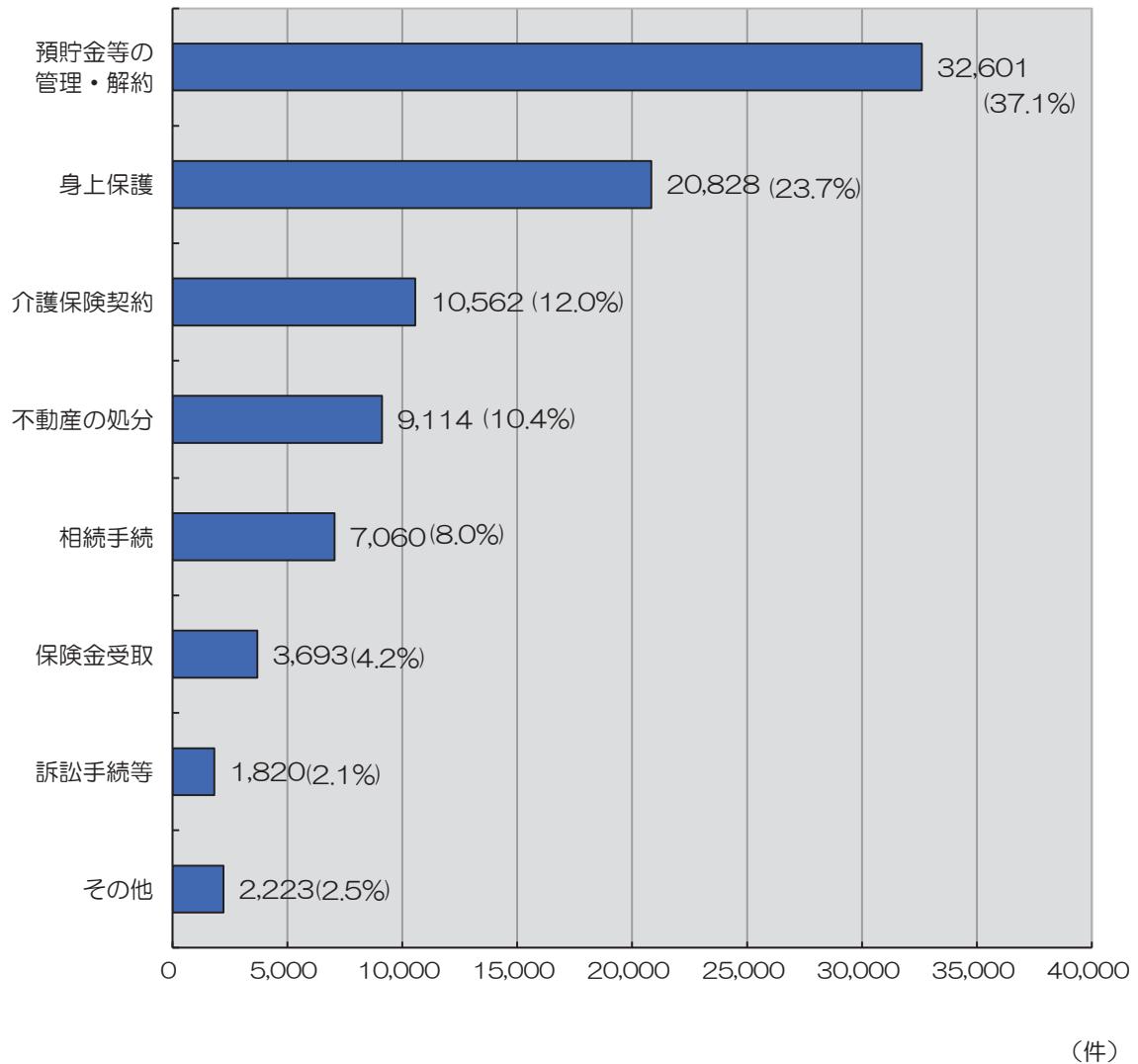


- (注1) 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件のうち認容で終局した事件を対象としている。
- (注2) 各開始原因は、各事件において提出された診断書等の記載に基づいて分類している。
- (注3) 開始原因「その他」には、発達障害、うつ病、双極性障害、アルコール依存症・てんかんによる障害等が含まれる。
- (注4) 開始原因については平成29年から調査を開始している。

## 6 申立ての動機について（資料7）

- 主な申立ての動機としては、預貯金等の管理・解約が最も多く、次いで、  
身上保護となっている。

（資料7） 主な申立ての動機別件数・割合



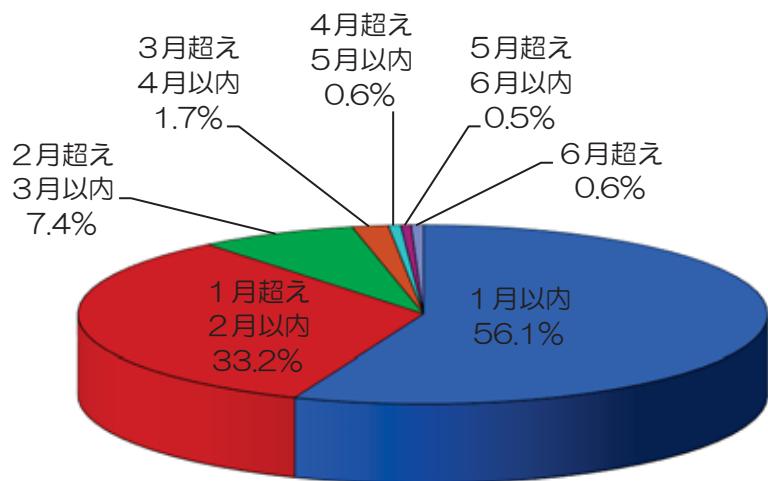
（注1） 後見開始、保佐開始、補助開始及び任意後見監督人選任事件の終局事件を対象とした。

（注2） 1件の終局事件について主な申立ての動機が複数ある場合があるため、総数は、終局事  
件総数（36,804件）とは一致しない。

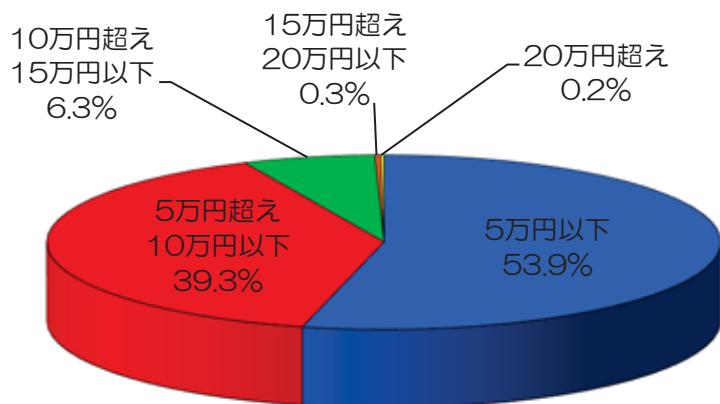
## 7 鑑定について（資料8，9）

- 成年後見関係事件の終局事件のうち、鑑定を実施したものは、全体の約6.1%（前年は約7.0%）であった。
- 鑑定の期間については、1か月以内のものが最も多く全体の約56.1%（前年は約54.8%）を占めている。
- 鑑定の費用については、5万円以下のものが全体の約53.9%（前年は約54.7%）を占めており、全体の約93.2%の事件において鑑定費用が10万円以下であった（前年は約95.3%であった。）。

（資料8） 鑑定期間別割合



（資料9） 鑑定費用別割合



## 8-1 成年後見人等と本人との関係について（資料10-1）

- 成年後見人等（成年後見人、保佐人及び補助人）と本人との関係をみると、配偶者、親、子、兄弟姉妹及びその他親族が成年後見人等に選任されたものが全体の約19.7%（前年は約21.8%）となっている。
- 親族以外が成年後見人等に選任されたものは、全体の約80.3%（前年は約78.2%）であり、親族が成年後見人等に選任されたものを上回っている。
- 成年後見人等と本人との関係別件数とその内訳の概略は次のとおりである。

関係別件数（合計）	36,764件（前年35,723件）
親族	7,242件（前年 7,782件）
親族以外	29,522件（前年27,941件）
うち弁護士	7,731件（前年 7,768件）
司法書士	11,184件（前年10,542件）
社会福祉士	5,437件（前年 5,134件）
市民後見人	311件（前年 296件）

（注1） 後見等開始と同時に成年後見人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見人等が選任された事件は含まれていない。

（資料10-1） 成年後見人等と本人との関係別件数・割合

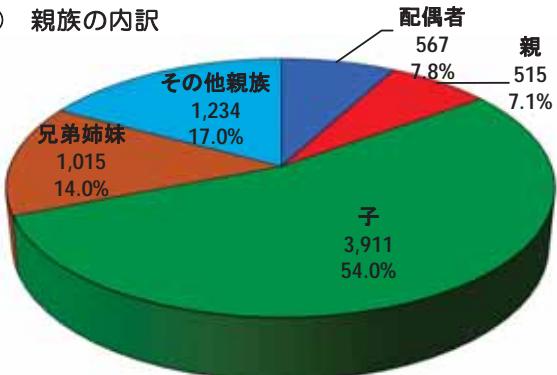
### ① 親族、親族以外の別



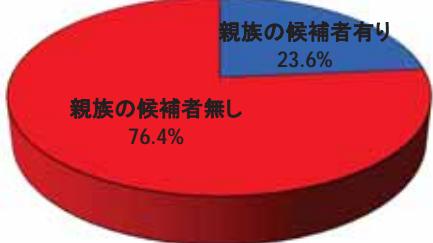
### （参考資料） 成年後見人等の候補者について

- 令和2年2月から12月までに終局した、後見開始、保佐開始及び補助開始の各審判事件のうち、親族が成年後見人等の候補者として各開始申立書に記載されている事件は、終局事件全体の約23.6%である。

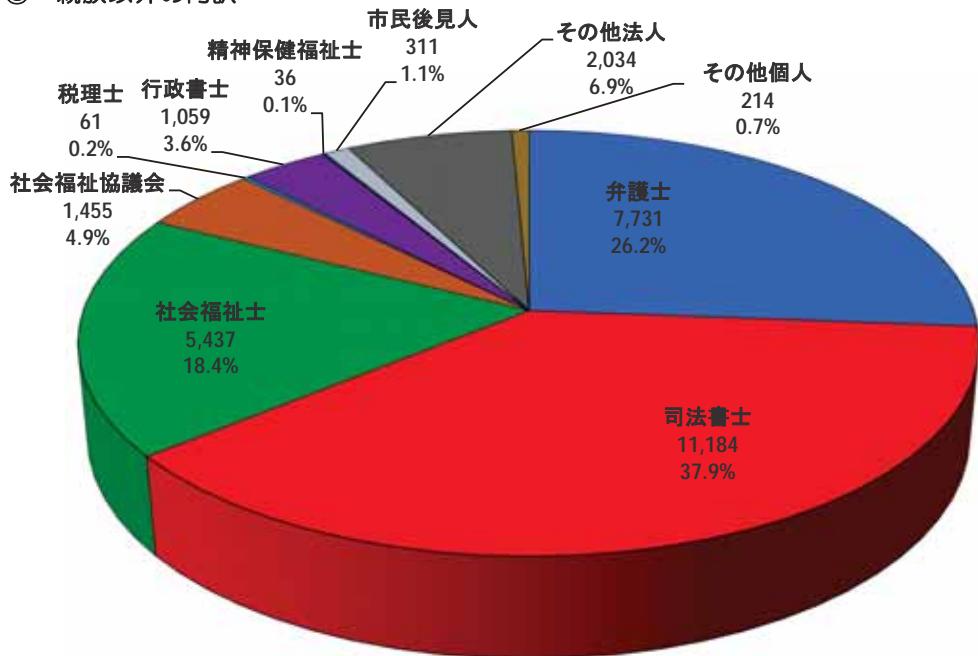
### ② 親族の内訳



（注2） 成年後見人等の候補者については令和2年2月から調査を開始している。



### ③ 親族以外の内訳



(注3) 成年後見人等が該当する「関係別」の個数を集計したもの（36,764件）を母数としており、1件の終局事件について複数の成年後見人等がある場合に、複数の「関係別」に該当することがあるため、総数は、認容で終局した事件総数（34,520件）とは一致しない。

(注4) その他親族とは、配偶者、親、子及び兄弟姉妹を除く親族をいう。

(注5) 弁護士、司法書士、税理士及び行政書士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人304件、司法書士法人472件、税理士法人0件、行政書士法人10件であった。）。

(注6) 市民後見人とは、弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士、行政書士及び精神保健福祉士以外の自然人のうち、本人と親族関係（6親等内の血族、配偶者、3親等内の姻族）及び交友関係がなく、社会貢献のため、地方自治体等（※1）が行う後見人養成講座などにより成年後見制度に関する一定の知識や技術・態度を身に付けた上、他人の成年後見人等になることを希望している者を選任した場合をいう（※2、3）。

※1 地方自治体の委嘱を受けた社会福祉協議会、NPO法人、大学等の団体を含む。

※2 市民後見人については平成23年から調査を開始しているが、同年及び平成24年の市民後見人の数値は、各家庭裁判所が「市民後見人」として報告した個数を集計したものである。

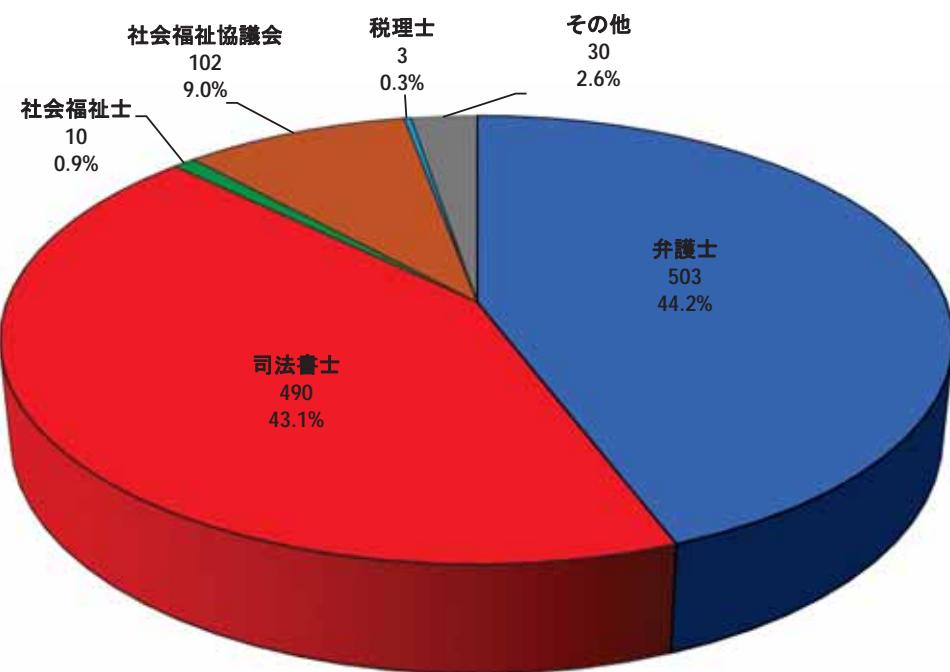
※3 当局実情調査における集計の便宜上の定義であり、市民後見人がこれに限られるとする趣旨ではない。

## 8-2 成年後見監督人等が選任された事件数について（資料10-2）

- 認容で終局した後見開始、保佐開始及び補助開始事件（34,520件）のうち、成年後見監督人等（成年後見監督人、保佐監督人及び補助監督人）が選任されたものは1,138件であり、全体の約3.3%（前年は約3.2%）である。
  - 成年後見監督人等が選任された件数とその内訳は次のとおりである。
- |               | 件 数 (合 計)      | 1, 138件 (前年1, 054件) |
|---------------|----------------|---------------------|
| 弁 護 士         | 503件 (前年 458件) |                     |
| 司 法 書 士       | 490件 (前年 462件) |                     |
| 社 会 福 祉 士     | 10件 (前年 9件)    |                     |
| 社 会 福 祉 協 議 会 | 102件 (前年 100件) |                     |
| 税 理 士         | 3件 (前年 0件)     |                     |
| そ の 他         | 30件 (前年 25件)   |                     |

(注1) 後見等開始と同時に成年後見監督人等が選任された事件数であり、後見等開始の後に成年後見監督人等が選任された事件は含まれていない。

(資料10-2) 成年後見監督人等が選任された件数、成年後見監督人等の内訳・割合



(注2) 弁護士、司法書士及び税理士の数値は、各法人をそれぞれ含んでいる（その内訳は、弁護士法人0件、司法書士法人25件、税理士法人0件であった。）。

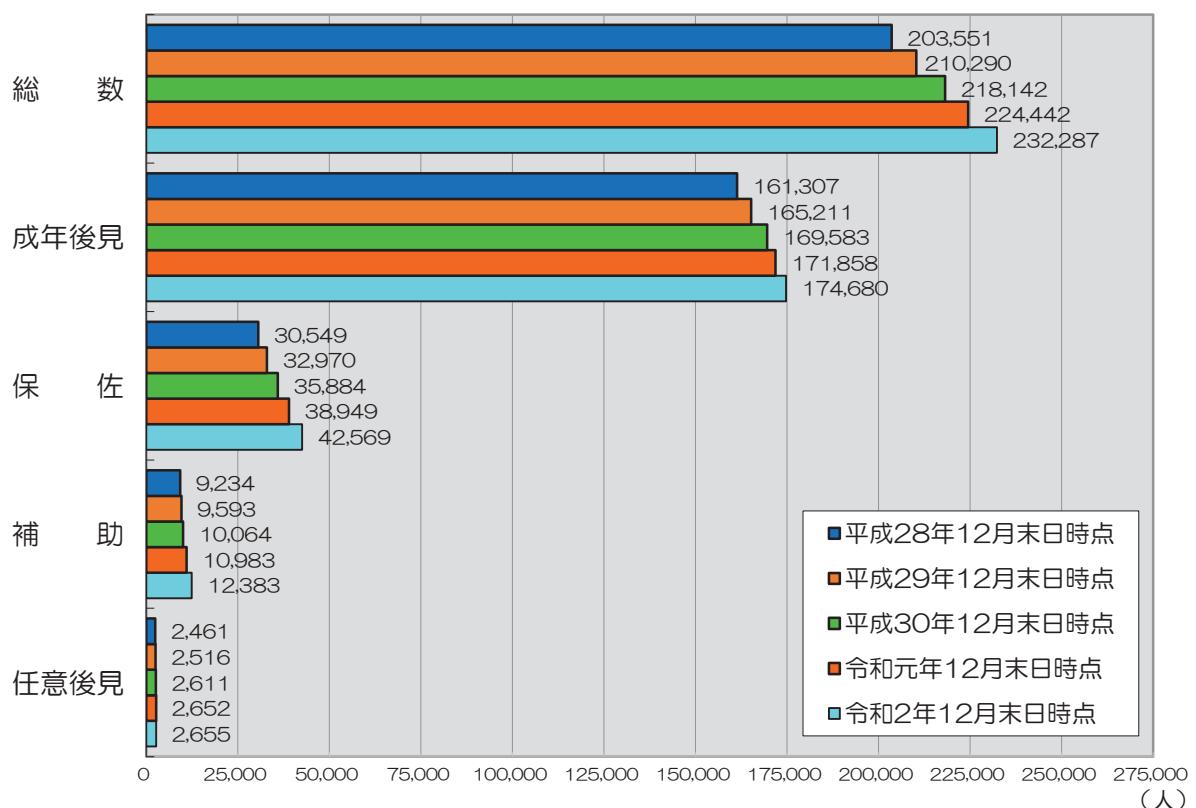
(注3) 「その他」には、弁護士法人、司法書士法人、税理士法人以外の法人等が含まれる。

(注4) 成年後見監督人等については令和2年から調査を開始している。なお、比較のために前年の数値も併記した。

## 9 成年後見制度の利用者数について（資料11）

- 令和2年12月末日時点における、成年後見制度（成年後見・保佐・補助・任意後見）の利用者数は合計で232,287人（前年は224,442人）であり、対前年比約3.5%の増加となっている。
- 成年後見の利用者数は174,680人（前年は171,858人）であり、対前年比約1.6%の増加となっている。
- 保佐の利用者数は42,569人（前年は38,949人）であり、対前年比約9.3%の増加となっている。
- 補助の利用者数は12,383人（前年は10,983人）であり、対前年比約12.7%の増加となっている。
- 任意後見の利用者数は2,655人（前年は2,652人）であり、対前年比約0.1%の増加となっている。

（資料11）成年後見制度の利用者数の推移



（注）成年後見制度の利用者とは、後見開始、保佐開始又は補助開始の審判がされ、現に成年後見人等による支援を受けている成年被後見人、被保佐人及び被補助人並びに任意後見監督人選任の審判がされ、現に任意後見契約が効力を生じている本人をいう。

## 平成28年から令和2年の後見等(後見・保佐・補助)開始数と市民後見人選任数

名古屋家庭裁判所

### • 名古屋家裁管内

### • 全国

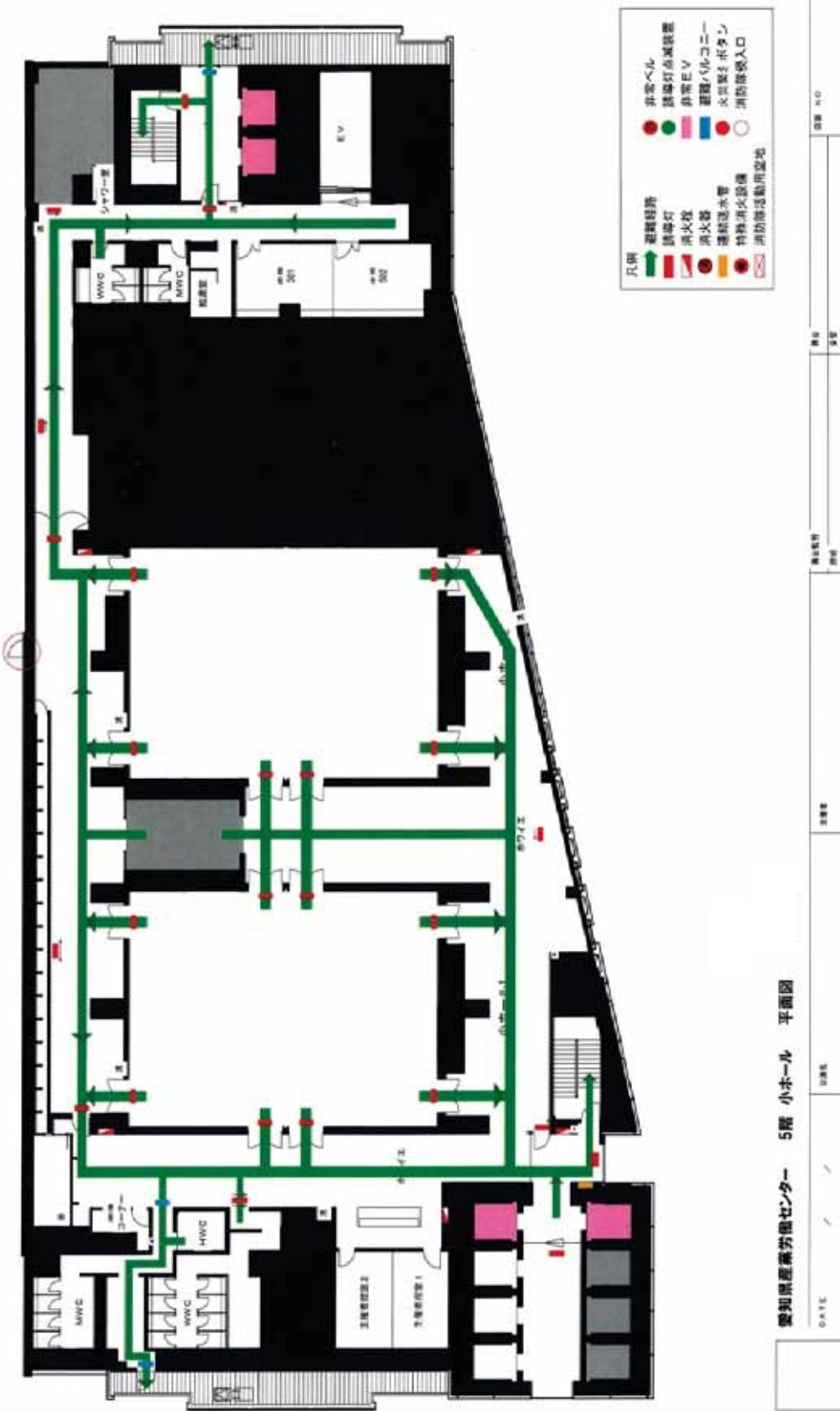


※ 本資料の数値は、今後の集計整理により、異同訂正が生じることがあります。





## 避難経路図



＜この事業についてのお問い合わせ先＞

愛知県福祉局高齢福祉課地域包括ケア・認知症施策推進室

電話 052-954-6310 ファックス 052-954-6919

特定非営利活動法人尾張東部権利擁護支援センター

電話 0561-75-5008 ファックス 0561-75-5088

特定非営利活動法人尾張北部権利擁護支援センター

電話 0568-74-5888 ファックス 0568-74-5855

一般社団法人愛知県社会福祉士会

電話 052-202-3005 ファックス 052-202-3006